# 設備投資に係る新たな固定資産税特例に向けた 本市の対応について

### 国(経済産業省 中小企業庁)の施策方向(概要)

○集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、 償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

#### <特例措置の内容>

- ア)一定の要件を満たす設備投資を対象
- イ)特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合
- ウ) 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度~32年度)に限定
- ○新法成立前ではあるが、①市町村が特例率をゼロとし、②基本計画を策定することを表明した場合、 ものづくり補助金(平成29年度補正含む)等の優先採択を受けることができる。

#### 本市の対応

国(経済産業省 中小企業庁)の施策の考え方に則り、中小企業支援の観点から、新法に基づく 基本計画を策定し、計画の要件に該当する新たな設備投資について、固定資産税の特例率を3年間ゼロとする。

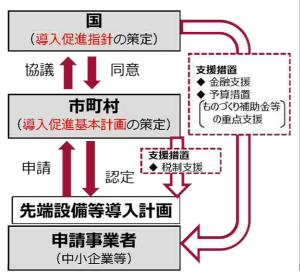
これにより、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業(ものづくり補助金)」等の補助事業を 受けようとする事業者が優先採択を受けることができる環境を整える。

\*特例率ゼロの適用を受けることができるのは、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等の中小企業者等

## スキーム

改正概要 【適用期限:平成32年度末まで】

<生産性向上特別措置法案>



対象者 ※ 1	中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致)を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(※3)(60万円以上/14年以内)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ~1/2 (※4) に軽減

- ※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり ※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合
- ▶ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が 一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。